公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

取引適正化・価格転嫁促進セミナー

労務費の適切な転嫁について

本日のお話

○　適切な価格転嫁のための公正取引委員会の取組み

○　労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

令和８年１１月１１日　公正取引委員会事務総局　中国支所

適切な価格転嫁のための取組の背景①

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、**「物価上昇を上回る賃上げ」を実現するためには、事業者において賃上げの原資の確保が必要**。

中小企業をはじめとする事業者が各々賃上げの原資を確保するためには、**サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」**の実現を図っていくことが重要。

例えば、協議に応じない一方的な価格決定行為など、**価格転嫁を阻害し、受注者に負担を押しつける商慣習を一掃していく**ことで、取引を適正化し、価格転嫁をさらに進める必要がある。

適切な価格転嫁のための取組の背景②

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

原材料価格やエネルギーコストのみならず、賃上げ原資の確保を含めて、適切な価格転嫁による適正な価格設定をサプライチェーン全体で定着させ、物価に負けない賃上げを行うことは、成長型経済への移行のために必要。その際、労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠。

経済財政運営と改革の基本方針2025（抜粋）（2025年６月13日閣議決定）

第２章　賃上げを起点とした成長型経済の実現
１．物価上昇を上回る賃上げの普及・定着 ～賃上げ支援の政策総動員～
（１）中小企業・小規模事業者の賃金向上推進５か年計画の実行
中小受託取引適正化法の執行体制を強化するとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知広報を徹底する。

「強い経済」を実現する総合経済対策（抜粋）（2025年11月21日閣議決定）

第２章「強い日本経済実現」に向けた具体的施策
第１節 生活の安全保障・物価高への対応
３．中小企業・小規模事業者をはじめとする賃上げ環境の整備
（２）価格転嫁の徹底、中小企業等の稼ぐ力の強化・省力化投資
（価格転嫁対策の徹底・取引適正化の推進）
中小企業・小規模事業者が物価上昇を上回る賃上げを継続するための原資の確保に資するべく、価格転嫁・取引適正化の徹底を図る。2026 年１月施行の中小受託取引適正化法・受託中小企業振興法の周知広報を徹底するとともに、同法を厳正に執行する。また、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を改正する。

適切な価格転嫁のための公取委の取組

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ（令和3年）	**独占禁止法Q＆A**に以下を追加 ①　労務費，原材料価格，エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について，価格の交渉の場において明示的に協議することなく，従来どおりに取引価格を据え置くこと ②　労務費，原材料価格，エネルギーコスト等のコストが上昇したため，取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず，価格転嫁をしない理由を書面，電子メール等で取引の相手方に回答することなく，従来どおりに取引価格を据え置くこと
令和4年 **緊急調査**	上記Q＆Aに該当する行為が疑われる事案の実態把握のため、受注者８万社、発注者３万社に書面調査を行い、立入調査306件実施。 ・上記Q＆Aに該当する行為が認められた発注者4,030社に対し注意喚起文書 ・多数の取引先について上記Q＆Aに該当する行為がみられた企業の社名を公表
令和5年 **特別調査**	11万社に対しコスト上昇分の価格転嫁が適切に行われているか書面調査、令和4年の注意喚起対象4,030社及び企業名公表13名のフォローアップ調査を実施。 ☑　原材料価格、エネルギーコストの価格転嫁は比較的進んでいたが、労務費の転嫁は進んでいなかった。
令和5年	☑　**労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針**作成（労務費指針）
令和6年 **特別調査**	労務費の割合が高いなどの業種を対象に、労務費指針に沿って行動しているか、コスト上昇分の価格転嫁が適切に行われているか書面調査（11万社）。更に立入調査（369件） →労務費指針に沿った行動をしていなかった9,388名に注意喚起文書、上記Q＆Aの行為が認められた発注者6,510名に注意喚起文書。
令和7年、8年 **特別調査**	令和7年度「令和7年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」 令和8年度「令和8年度価格転嫁円滑化・支払の適正化に関する調査」

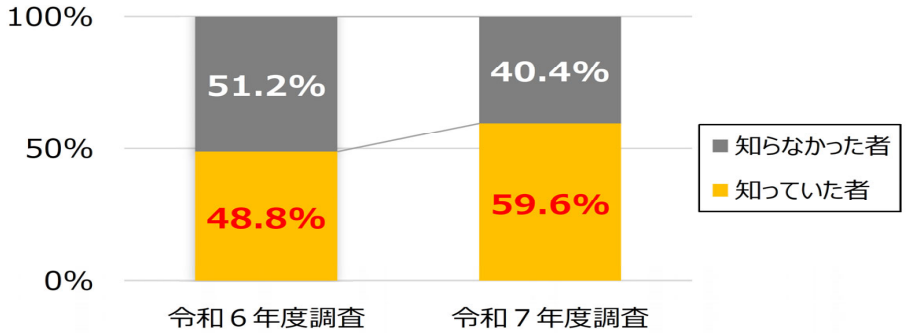
令和７年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査の結果

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

- ✓ **労務費転嫁指針の認知度は、約60%と一定程度進んだが道半ば**。他方、**労務費転嫁指針を知っている事業者の方が**、価格交渉において、**労務費の上昇を理由とする取引価格の引上げが実現しやすい**傾向に変わりはない。
- ✓ **発注者**の立場として、受注者からの労務費上昇を理由とした取引価格の引上げの求めに応じて、**全ての商品・サービスについて価格協議をした割合が60%強**となっており、**労務費に係る価格協議は進展**している。

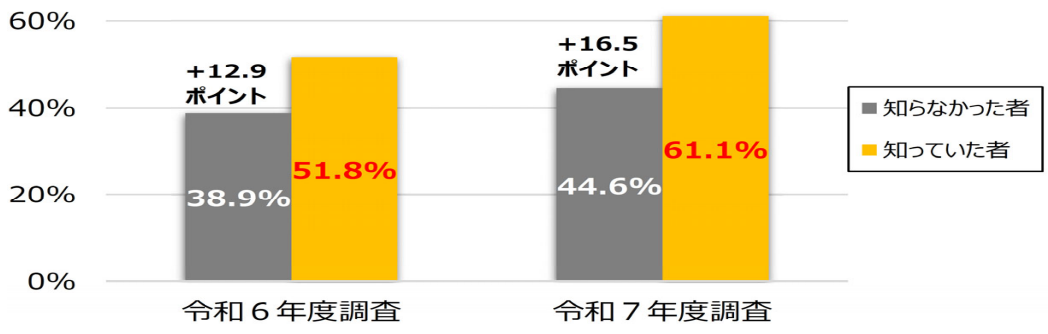
① 労務費転嫁指針のフォローアップ

《労務費転嫁指針の認知度》（※１）



（※１）**発注者・受注者**の立場を問わず、指針について「知っていた」か否かの割合。
都道府県別にみると、全ての都道府県において「知っていた」と回答した者が50%を超えた。

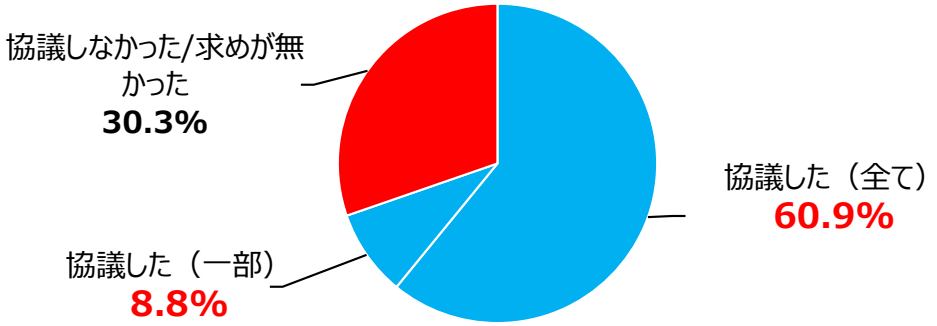
《労務費の上昇を理由として取引価格の引上げが行われた割合》（※２）



（※２）**受注者**の立場で、「労務費の上昇分として要請した額について、取引価格が引き上げられた」と回答した者の割合を、労務費転嫁指針について「知っていた者」及び「知らなかった者」別に算出したもの。

② 価格協議の状況

《労務費に係る価格協議の状況》（※３）



（※３）**発注者**の立場として、受注者からの労務費上昇を理由とした取引価格の引上げの求めに応じて、価格協議をしたか否かの割合。
全ての商品・サービスについて価格協議をした割合は60.9%（一部の商品・サービスについて価格協議をした場合も含めると69.7%）

労務費転嫁指針の性格

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

持続的な構造的賃上げを実現するためには、特に我が国の雇用の７割を占める中小企業がその原資を確保できる取引環境を整備することが重要。その取引環境の整備の一環として、 内閣官房及び公正取引委員会の連名で「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(労務費転嫁指針：令和５年11月29日策定、令和８年１月１日改正）を策定しています。

本指針の性格

- 労務費の転嫁に関する事業者の**発注者・受注者の双方の立場からの行動指針**。
- 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- 本指針に記載の１２の行動指針に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び取適法に基づき厳正に対処**することを明記。
- 他方で、**記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び取適法上の問題が生じない**旨を明記。

公正取引委員会
マスコットキャラクター
どっきん



労務費転嫁指針のポイント

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

考え方

✓ 事業者は、多くの場合、発注者の方が取引上の立場が強く、受注者からはコストの中では労務費は特に価格転嫁を言い出しにくい状況にあることを明確に認識した上で、次に掲げる行動を採ることが重要である。

発注者･受注者として採るべき行動／求められる行動

★発注者として採るべき行動／求められる行動

①経営トップの関与
②定期的な協議の実施
③説明・資料を求める場合は公表資料とすること
④サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと
⑤要請があれば協議のテーブルにつくこと
⑥必要に応じ考え方を提案すること

★受注者として採るべき行動／求められる行動

⑦相談窓口の活用
⑧根拠とする資料
⑨値上げ要請のタイミング
⑩発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

★発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

⑪定期的なコミュニケーション
⑫交渉記録の作成、交渉記録の双方での保管

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（改正後）

発注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：本社（経営トップ）の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる**取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定する**こと、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で**社内外に示す**こと、③その後の**取組状況を定期的に経営トップに報告**し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて１年に１回や半年に１回など**定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設ける**こと。特に**長年価格が据え置かれてきた取引**や、**スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引**においては協議が必要であることに**留意が必要**である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は中小受託取引適正化法上の買いたたきとして、受注者から協議の要請があった場合に、当該協議に応じず一方的に取引価格を据え置くことは、中小受託取引適正化法上の協議に応じない一方的な代金決定として、それぞれ問題となるおそれがある。

★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、**公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくもの**とし、**受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については**、これを合理的な根拠のあるものとして**尊重する**こと。

★行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、**サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行う**ため、直接の取引先である**受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識**して、そのことを受注者からの**要請額の妥当性の判断に反映させる**こと。

★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に**取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつく**こと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、**取引を停止するなど不利益な取扱いをしない**こと。

★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、**必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案する**こと。

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針②

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

受注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の**相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨む**こと。

★行動②：根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、**最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いる**こと。

★行動③：値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて１年に１回や半年に１回などの**定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング**、業界の定期的な価格交渉の時期など**受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング**、発注者の業務の繁忙期など**受注者の交渉力が比較的優位なタイミング**などの機会を活用して行うこと。

★行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに**受注者側からも希望する価格を発注者に提示する**こと。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

★行動①：定期的なコミュニケーション

定期的にコミュニケーションをとること。

★行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の**記録を作成し**、発注者と受注者と双方で**保管する**こと。

一部改正により追加した主な取組事例

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

★発注者として採るべき行動／求められる行動

① 経営トップの関与

・ パートナーシップ構築宣言を、労務費転嫁指針を踏まえた内容に改定するとともに、その内容を全受注者に一斉に通知した。【はん用機械器具製造業】

② 定期的な協議の実施

・ 毎年４月及び５月を、価格転嫁交渉を集中的に実施する月間と定め、価格転嫁交渉を網羅的に一斉に実施することとしている。当該月間を設定する以前は、各受注者との契約書上、契約の自動更新条項が設定されていたが、契約更新時に業務委託先との価格転嫁に係る協議を徹底するため、この条項は設定しないこととした。【放送業】

③ 説明・資料を求める場合は公表資料とすること

・ 転嫁を要請された労務費の上昇分について、公的指標に照らして要請額が低いと思われる事業者については、公的指標に基づく労務費上昇分まで転嫁を受け入れている。【生産用機械器具製造業】

④ サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

・ 受注者に工事全体の施工業者を確認できる資料を提出してもらい、受注者の取引先を業務ごとに把握している。さらに、受注者からその取引先への価格転嫁の状況についても確認しており、サプライチェーン全体で価格転嫁がなされるよう配慮している。【総合工事業】

・ 受注者だけでなく、その先の取引先についても、コストに影響するドライバー数等の実態を把握している。受注者に対しては、取引価格に、その先の取引先の値上げ分が含まれているかを確認した上で、要請額が妥当と判断すれば、当該値上げ分を含めた取引価格を受け入れている。【道路貨物運送業】

⑤ 要請があれば協議のテーブルにつくこと

・ 受注者から、制作の過程で、当初予定から委託作業工数が増える場合や、作業難度が高くなることによる取引価格の引上げ要請があれば、必ず速やかに受注者と協議の場を持つこととしている。【情報サービス業】

⑥ 必要に応じ考え方を提案すること

・ 協議用のフォーマットをあらかじめ受注者と共有しており、受注者が労務費転嫁を言い出しにくい場合は、この用紙に記載して提示してもらうこととしている。【映像・音声・文字情報制作業】

Q20　労務費，原材料費，エネルギーコストが上昇した場合において，その上昇分を取引価格に反映しないことは，独占禁止法上の優越的地位の濫用として問題となりますか。

A　取引上の地位が相手方に優越している事業者が，取引の相手方に対し，一方的に，著しく低い対価での取引を要請する場合には，優越的地位の濫用として問題となるおそれがあり，具体的には，

１　労務費，原材料価格，エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について，価格の交渉の場において明示的に協議することなく，従来どおりに取引価格を据え置くこと

２　労務費，原材料価格，エネルギーコスト等のコストが上昇したため，取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず，価格転嫁をしない理由を書面，電子メール等で取引の相手方に回答することなく，従来どおりに取引価格を据え置くこと

は，優越的地位の濫用として問題となるおそれがあります。

中国支所の相談・申告の窓口

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

中国支所
〒730-0012　広島市中区上八丁堀6-30　広島合同庁舎第4号館

内容	担当課／電話番号
○独占禁止法についての一般的な相談 ○事業者・事業者団体が自ら行おうとする具体的な事業活動についての相談 ○中小企業等協同組合法第7条第3項の規定に基づく届出	総務課　082－228－1501
○景品表示法についての相談及び情報提供の受付 ○優越的地位の濫用の考え方についての相談 ○価格転嫁円滑化についての相談	取引課　082－228－1502
○独占禁止法違反被疑事実についての申告の受付	審査課　082－228－1503
○下請取引についての相談及び申告の受付	取適課　082－228－1520
○フリーランス法についての相談及び申告の受付	フリーランス課 082－228－1522